鹿本医師会福祉看護センター

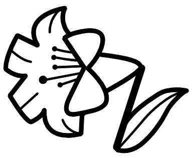

～介護保険利用者負担金のご案内～

1. 利用者の負担金

	標準的な所要時間	介護訪問看護料金	予防訪問看護料金
訪問看護利用料	30分未満	470円	450円
	30分以上1時間未満	821円	792円
	1時間以上1時間30分未満	1,125円	1,087円

（令和５年４月１日現在）

2. その他の料金 （介護保険１割負担の場合）

□ 特別管理加算（Ⅰ）５００円／月　　（Ⅱ）２５０円／月
医療器具を使用して特別な管理・指導の必要な方。

□ サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）６円／回
基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定(介護予防)訪問看護事業所が指定(介護予防)訪問看護を行った場合に加算。

□ 緊急連絡対応体制加算　５７４円／月
在宅で療養されています患者様や介護者の方に少しでも安心してお過ごし頂くために、２４時間いつでも連絡がとれるようにしております。但し、実際の訪問に関しては、別途時間に応じての利用料が必要となります。（夜間の場合には加算料金となります。）

□ 長時間訪問看護加算　３００円／回
特別管理加算の対象者については、１時間３０分以上の訪問を実施した場合、
※　「所要時間１時間以上１時間半未満」の金額に加算。

□ 複数名訪問加算
　３０分未満　２５４円／回
　３０分以上　４０２円／回
同時に複数の看護師が１人の利用者に対し訪問看護を行った場合

□ 退院時共同指導加算　　６００円
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院または退所後の初回の訪問看護の際に１回（特別な管理を要する場合２回）に算定。

□ 初回加算　　３００円
新規に訪問看護計画を作成した月に訪問看護を提供した場合に初回の訪問看護を行った月に算定します。

□ ターミナルケア加算　　2,０００円
死亡された方について、その死亡日及び死亡日前月以前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合に加算するもの。

□ 看護体制強化加算（Ⅰ）５５０円／月　　（Ⅱ）２００円／月
医療ニーズの高い方への訪問看護体制を強化している場合に基準に適合しているとして届け出た事業所に加算するもの。

□ 死後の処置料　　5,０００円
死後の処置をご希望の場合は別途料金をいただきます。

□ 交通費　　５０円／Ｋｍ
通常の訪問看護実施地域(山鹿市・北区植木町・和水町)を超える訪問の場合は別途料金をいただきます。